

子ども・子育て会議	
資料 No. 4	H26, 05, 28

別紙②

木津川市子ども・子育て支援 事業計画

(計画骨子イメージ)

平成26年 月

第1章 計画の策定にあたって

1 子ども・子育て支援事業計画とは

- 全国的な少子化と我が国の少子化対策の経緯
- 「子ども・子育て支援法」の基本理念、子ども・子育て支援の意義を踏まえ、木津川市における子ども・子育て支援事業計画として作成
- 「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村計画
- 本計画を「木津川市次世代育成支援地域行動計画」の後継計画として位置づけ
- 木津川市の最上位計画である「総合計画」をはじめ「地域福祉計画」や「健康増進計画」等の健康・福祉関係計画などとの整合を図る
- 「木津川市次世代育成支援地域行動計画」に引き続き、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭

※「次世代育成支援地域行動計画」は、総合的な少子化対策のために策定された計画であり、子どもに関わる様々な施策分野を対象としていました。

「子ども・子育て支援事業計画」は、法及び基本指針が定めるところでは、主に就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とし、任意事項として、「仕事と子育ての両立支援(ワークライフバランス)」と「要保護児童対策」が挙げられています。

子どもと子育て家庭に対する支援の重要性や施策・事業の連続性を確保する観点から、他の計画において進行管理をしているものの一部を除き、基本的に引き続き施策として取り上げる。

2 計画の期間

- 平成27年度～31年度の5年間
- 必要に応じ、計画期間中に見直しを行う場合もある

3 計画の策定体制

- 木津川市子ども・子育て会議条例に基づき、「木津川市子ども・子育て会議」を設置し、市民、関係団体・機関等により計画に係る審議をいただきながら検討・策定
- 就学前の子ども及び小学生の保護者を対象とするニーズ調査を実施
- 計画案のパブリックコメントの実施（予定：10月以降）

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現況と課題

1 人口・こども人口

○総人口や子ども人口、出生数等の動向・・・全市・地域別

2 世帯の状況

○国勢調査結果や他の統計データなどに基づき、核家族化やひとり親世帯、女性・男性の就労状況等の動向を整理

3 子育て関連施策・事業の状況

○次世代育成支援地域行動計画に基づく市の実施施策・事業の取組状況について記載

4 地域における子育て支援活動等の状況

○民生委員・児童委員や子育て関連団体・グループ、自治会などの子育て支援の取り組み状況について記載

5 子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査結果から）

○ニーズ調査結果から主要な項目を抜粋して記載

6 木津川市の子ども・子育て支援の課題

○第2章の1～5について、子どもと子育て家庭の支援の課題整理

第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

○「木津川市次世代育成支援地域行動計画」における基本理念は次のとおり

育てよう未来にはばたく子どもたち

～子育て支援No.1のまちを築こう～

○この基本理念を継承の方向で検討

○国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」（H25.8.6 付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）において、「市町村及び都道府県は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。（以下、略）」とされており、さらに、市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項として、その計画の基本理念等が挙げられています。

※「子ども・子育て支援法」の第2条 基本理念等

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

※国の定める「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。

また、法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。

このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。しかるに、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす必要がある。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといった人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならないこと。

2 基本目標

○「木津川市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」における基本目標は次の7つ

- 1 子育て家庭への支援
- 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 子ども達の安全の確保
- 6 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

○「木津川市子ども・子育て支援事業計画」における基本目標としては、次の5つを提案

- 1 子どもの人権の尊重と安心・安全な環境づくり
- 2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり
- 3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり
- 4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進
- 5 子どもと子育てを支援する地域づくり

○計画の構成としては、第4章において、基本目標に即した施策・事業を整理していくことになる

4 施策の体系

○子ども・子育てビジョン（基本理念）、それを実現するための基本目標、基本目標に基づく各種の施策・事業について、体系図として提示

5 重点プロジェクト（あるいは重点施策）

○今後5年間で取り組む各種施策・事業のうち、特に重点的に取り組む施策・事業について明らかにする

第4章 目標実現のための施策の展開

○こども・子育てに関する様々な施策・事業を系統立てて整理・記載するための枠組みとして、第3章で設定した「基本目標」に対応

1 子どもの人権の尊重と安心・安全な環境づくり

- 子どもの権利擁護（児童虐待、いじめなどの対応） など
- 防犯・防災対策 など
- 安心して外出・遊べる環境 など

2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

- 保育所・幼稚園・（認定こども園）・学校などの教育環境、家庭教育環境 など
- 障がいや発達に遅れのある子どもの保育・教育支援 など
- 学校保健との連携など

3 安心して子どもを産み、育てることができる感興づくり

- 親と子の保健対策 など
- 子育て情報・相談体制 など

4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進

- ワークライフバランス、企業等に対する啓発 など
- 男女共同参画の推進による仕事と家庭生活・地域生活の調和 など

5 子どもと子育てを支援する地域づくり

- 地域における子育て・親育て支援 など
- 子どもや子育て家庭の地域との関わりの推進 など

第5章 事業量の見込みと提供体制

1 将来の子ども人口

- 住民基本台帳（外国人を含む）に基づく人口による計画期間における子ども人口の推計
全市・地域別（山城・加茂・木津西・木津東）

2 教育・保育提供区域

- 「量の見込み」や「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定
- 「教育・保育提供区域」設定の趣旨及び内容、各区域の状況等
- 全市1区域設定とする。

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

- 教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める
- 市内に居住する子どもについて、現在の幼稚園、保育所、認可外保育施設等の「利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定
- 保育の必要性の認定区分ごとに設定することが基本

（認定区分）

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

- 教育・保育提供区域ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定める
- 現在の幼児期の教育・保育の利用状況や利用希望を踏まえた上で設定

（イメージ）

	1年目			2年目			3年目			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業(※2)			20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	

(※)確保の内容は、教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)及び地域型保育事業(定員6人～19人の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育等)のごとに設定

- 幼保連携型認定こども園の普及に係わる基本的考え方
- 幼稚園教諭と保育士の研修に対する支援等に関する事項
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割とその必要性等に係わる基本的な考え方及びその推進方策
- 幼稚園、保育所と小学校（幼・保・小連携）との円滑な接続の取組の推進 ほか

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

○実態等を踏まえながら、市として実施するメニューを検討・決定

地域子ども子育て支援事業		提供区域	ニーズ量		確保方策
利用者支援事業			か所		か所
地域子育て支援拠点事業			人回		か所
妊婦健診			人、回	実績等による推計	実施場所、体制（人）、検査項目、実施時期
乳児家庭全戸訪問事業			人	実績等による推計	体制（人）、実施機関、委託団体等
養育支援訪問事業			人	実績等による推計	体制（人）、実施機関、委託団体等
時間外保育事業			人		人
放課後児童健全育成事業			人		人
子育て短期支援事業			人日		人日
一時預かり事業（在園児対象型）	1号		人日		人日
	2号		人日		人日
一時預かり事業（在園児対象型以外）					人日
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）			人日		人日
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）					人日
病児保育事業			人日		人日
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）			人日		人日
子育て援助活動支援事業（就学後）			人日		人日

実費徴収に係る補足給付を行う事業	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

○利用希望把握調査（＝ニーズ調査）及び各種統計資料等を把握、勘案して、「量の見込み」を算出し、計画期間内における「目標事業量」を設定

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

4 その他事業の数値目標

第6章 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の強化

- 本計画を円滑に推進していくための基本的な考え方、行政をはじめ事業者、関係機関、地域団体、市民等との連携の強化 など
- 計画の周知

2 計画進行管理

- 計画の進行管理を行うための体制や仕組みについて記載